地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和８年３月
総　　務　　省

１　改正の趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、固定資産税等の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

２　主な改正の内容

認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る特例措置について、対象となる施設の細目（※）を定める。

※　都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることについて国土交通大臣の証明を受けた民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設　等

３　施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日